

福岡女子短期大学学則

目次

- 第1章 総則（第1条—第2条の2）
- 第2章 組織（第3条—第6条）
- 第3章 職員組織（第7条）
- 第4章 教授会（第8条）
- 第5章 学年、学期及び休業日（第9条—第11条）
- 第6章 修業年限及び在学年限（第12条・第13条）
- 第7章 入学、転学、転科、再入学、休学、復学、留学、退学及び除籍（第14条—第27条）
- 第8章 教育課程及び履修方法等（第28条—第35条）
- 第9章 教育職員免許状等（第36条—第36条の5）
- 第10章 卒業及び学位（第37条・第38条）
- 第11章 賞罰（第39条・第40条）
- 第12章 学寮及び福利厚生施設（第41条）
- 第13章 委託生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生（第42条—第44条）
- 第14章 入学検定料、入学科及び授業料等（第45条—第50条）
- 第15章 奨学生（第51条）
- 第16章 公開講座（第52条）
- 附 則

第1章 総則

（目的）

- 第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に従い、高い教養と専門的知識、技能を授け、真理と正義による人格教育を基盤とし、個人の尊厳性を知り、勤労の精神を重んじ、責任観念の強い健全な社会人を育成することを目的とする。
- 2 本学の設置する各学科における人材の養成に関する目的その他教育研究の目的については、別に定める。

（自己点検評価等）

- 第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 本学は、前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、7年以内ごとに、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。
- 3 第1項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（教育内容等の改善）

- 第2条の2 本学は、授業科目の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。
- 2 前項の委員会については、別に定める。

第2章 組織

(学科及び学生定員)

第3条 本学の学科及び学生定員は、次のとおりとする。

学 科 名	入学定員	収容定員
健康栄養学科	50人	100人
音楽科	50	100
文化教養学科	70	140
子ども学科	70	140

(専攻科)

第4条 本学は、各専攻に関する授業科目について、短期大学の基盤の上に精深な程度において特別な学術を教授し、その研究を深めることを目的として、専攻科を置く。

2 専攻科に関し必要な事項は、別に定める。

(図書館)

第5条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第6条 本学に、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 職員組織

(職員組織)

第7条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

3 本学に、副学長を置くことができる。

4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

5 本学の各学科に、学科長を置くことができる。

6 学科長は、学科の校務をつかさどる。

第4章 教授会

(教授会)

第8条 本学に、教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年を、次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 開学記念日（6月1日）
 - (4) 春季休業日（3月21日から3月31日まで）
 - (5) 夏季休業日（8月1日から9月15日まで）
 - (6) 冬季休業日（12月25日から1月7日まで）
- 2 前項の休業日について、学長が必要と認めるときには、授業を行い又は変更することができる。
- 3 学長は、第1項に定めるもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

第6章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第12条 本学の修業年限は、2年とする。

(在学年限)

第13条 学生は、4年を超えて在学することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第19条の規定により入学を許可された者は、それぞれ在学すべき年限の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第7章 入学、転学、転科、再入学、休学、復学、退学及び除籍

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第15条 本学の第1年次に入学することのできる者は、次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者（昭和53年文部省令第23号）
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学の出願手続)

第16条 本学に入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第17条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第18条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者については教授会の議を経て入学を許可する。

(転学)

第19条 他の短期大学又は大学から本学に転学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、学年の始めに限り、相当年次に転学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の在学期間については、教授会の議を経て学長が決定する。

(再入学)

第20条 やむを得ない事由により本学を退学した者で、本学に再入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、相当年次に再入学を許可することがある。

2 前項の規定により、再入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、教授会の議を経て、学長が決定する。

3 再入学に関し必要な事項は、前2項に定めるもののほか別に定める。

(転科)

第21条 第1年次に入学した学生が、転科を志願しようとする場合、別に定める書類を添えて願い出ることができる。

2 学長は、前項の願い出があった場合、教授会の議を経て、許可することができる。

3 転科に関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第22条 学生は疾病その他やむを得ない理由により3月以上修学することができないときは、学長の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第23条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第13条第1項に定める在学期間に算入しない。

(復学)

第24条 休学期間中に休学の理由が消滅し、復学しようとするときは、学長の許可を得て復学することができる。

(留学)

第25条 外国の大学又は短期大学で修学することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項により留学した期間は、第12条に定める修業年限に含めることができる。

(退学)

第26条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第27条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第13条第1項に定める在学年限を超えた者
- (3) 第23条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者
- (5) 正当な事由なく出席が常でない者
- (6) 学力不振で成業の見込みがない者

第8章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第28条 本学の教育課程は、別表第1のとおりとする。

(履修方法)

第29条 学生は、教養教育科目及び専門教育科目から次の各号の履修区分に従い、合計64単位以上を修得しなければならない。

- (1) 教養教育科目
 - ① 基礎教養科目
社会人入門、キャリアプログラムを含めて、11単位
 - ② 外国語科目
英語、中国語、韓国語、ドイツ語又はイタリア語のいずれかの1ヶ国語、2単位
 - ③ 情報科目
基礎情報科学演習1、1単位
 - ④ その他、基礎教養科目、外国語科目、保健体育科目、情報科目及び海外研修の中から2単位
- (2) 専門教育科目
 - ① 健康栄養学科にあつては、必修科目24単位のほか選択科目の中から24単位以上、計48単位以上
 - ② 音楽科にあつては、必修科目22単位のほか選択科目の中から26単位以上、計48単位以上
 - ③ 文化教養学科にあつては、必修科目19単位のほか選択科目の中から29単位以上、計48単位以上

- ④ 子ども学科にあつては、必修科目 25 単位のほか選択科目の中から 23 単位以上、計 48 単位以上

(単位)

第 30 条 授業科目の単位計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。

- (1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 演習については、15 時間から 30 時間をもって 1 単位とする。
- (3) 実験・実習及び実技については、30 時間から 45 時間の実験・実習又は実技をもって 1 単位とする。ただし、音楽に関する個人実技は、本学が別に定める時間の実技をもって 1 単位とする。

(単位の授与)

第 31 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 前項の試験の実施及び単位の授与等については、この学則に定めるもののほか、別に定める。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第 32 条 本学において、教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議に基づき学生が、当該短期大学又は大学で履修した授業科目について、修得した単位 30 単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第 33 条 本学において、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項及び第 2 項により修得したものとみなす単位数と合わせて、30 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 34 条 本学において、学生が入学前に他の短期大学又は大学において履修した授業科目の修得単位について、教育上有益と認められるときは、教授会の議を経て、本学における授業科目の単位として、認定することができる。

- 2 前項により認定することができる単位数は、第 32 条第 1 項及び前条第 1 項により履修したものとみなす単位数と合わせ 30 単位を超えないものとする。この場合において、第 32 条第 2 項により修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45 単位を超えないものとする。
- 3 転学により入学した者の入学前における既修得単位の認定は、教授会の議を経て、本学における授業科目の単位の一部として、さらに認定することができる。

(成績の評価)

第 35 条 授業科目の試験の成績は、S・A・B・C・D をもってあらわし、C 以上を合格とする。

第9章 教育職員免許状等

(教育職員免許状)

第36条 本学において、教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同施行規則（昭和29年文部省令第26号）により本学において別に定める授業科目を履修し、所定の単位を取得しなければならない。

2 本学において取得することができる教育職員免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

学 科	免許状の種類	教 科
音 楽 科	中学校教諭二種免許状	音 楽
文化教養学科	中学校教諭二種免許状	国 語
子ども学科	幼稚園教諭二種免許状	
健康栄養学科	栄養教諭二種免許状	

(栄養士免許状)

第36条の1 健康栄養学科で栄養士免許（栄養士法第2条第1項）を取得しようとする者は、栄養士法施行規則に規定する授業科目及び本学において別に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

(図書館司書)

第36条の2 文化教養学科において、図書館司書の資格を取得しようとする者は、図書館法（昭和25年法律第118号）及び同施行規則により、本学において別に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

(司書教諭)

第36条の3 司書教諭の資格を取得しようとする者は、教育職員免許状の取得と併せて、学校図書館法（昭和28年法律第185号）により、本学において別に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

(学校司書)

第36条の4 学校司書の資格を取得しようとする者は、学校図書館法（平成26年6月27日法律第93号）により、本学において別に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

(保育士)

第36条の5 子ども学科において、保育士の資格を取得しようとする者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び同施行規則により、本学において別に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

第10章 卒業及び学位

(卒業の要件及び認定)

第37条 本学に、第12条の規定による修業年数以上在学し、所定の単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位)

第38条 前条の規定により卒業した者は、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を与える。

第11章 賞罰 (表彰)

第39条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第40条 学生が、本学の規則等に違反し、又は学生としての本分に反する行為があった場合は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第12章 学寮及び福利厚生施設 (学寮及び福利厚生施設)

第41条 本学に、学寮及び福利厚生施設を置く。

2 学寮及び福利厚生施設に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 委託生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生 (委託生)

第42条 本学に、官庁その他の団体の委託より、特定の専門的事項を研究するため入学を志願する者がいるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、教授会の議を経て、委託生として入学を許可することがある。

2 委託生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第43条 本学の学生以外の者で、1又は複数の授業科目について履修することを志願する者がいるときは、本学の教育に支障のない限り、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第43条の2 他の短期大学又は大学並びに外国の短期大学又は大学(この項において「他の短期大学等」という。)の学生で、本学の授業科目を履修しようとする者がいるときは、当該他の短期大学等との協議に基づき、教授会の議を経て、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第44条 外国人で、本学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者がいるときは、選考の上、入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 入学検定料、入学料及び授業料等
(入学検定料等の額)

第45条 入学検定料、入学料及び授業料等の額は、別表第2のとおりとする。

(授業料等の徴収)

第46条 授業料、教育充実費及び施設資金は、年額の2分の1ずつを次の2期に分けて徴収する。

区 分	納 期
I期(4月1日から9月30日まで)	4月1日から4月30日まで
II期(10月1日から翌年3月31日まで)	10月1日から10月31日まで

(休学の場合の授業料)

第47条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学期間中であっても別表第2に定める在籍料を徴収する。

(退学者の授業料)

第48条 前学期又は後学期途中で退学する者の授業料は、徴収する。

(授業料の免除及び徴収の猶予)

第49条 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 授業料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(納付した授業料等)

第50条 納付した入学検定料及び入学料は、返還しない。ただし、授業料、教育充実費及び施設資金については、所定の期日までに返還の申し出をしたときは、これを返還する。

第15章 奨学生

(奨学生)

第51条 本学学生のうち、人物、学業ともに優れ、かつ、他の学生の模範とするに足ると認められる者を奨学生として採用することがある。

2 前項の規定により、奨学生として採用された学生に対しては、奨学金を支給する。

3 奨学生に関し必要な事項は、別に定める。

第16章 公開講座

(公開講座)

第52条 本学は、地域社会の文化向上に資するため、公開講座を開設することがある。

2 公開講座の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 本学則は、昭和41年4月1日から施行する。

- 2 本学則は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 本学則は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 本学則は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 本学則は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。ただし、文科設立認可の場合、昭和 45 年度の学生募集を停止する英語科については、移行措置として旧学則の相当部分を適用し、英語科の廃止にともなって移行措置を完了するものとする。
- 2 本学則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 本学則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 本学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 本学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行し、昭和 54 年度入学生から適用する。
- 6 本学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行し、昭和 55 年度入学生から適用する。
- 7 本学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行し、昭和 56 年度入学生から適用する。
- 8 本学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行し、昭和 57 年度入学生から適用する。
- 9 本学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行し、昭和 58 年度入学生から適用する。
- 10 本学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行し、昭和 59 年度入学生から適用する。
- 11 本学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。ただし、昭和 58 年度以前に入学した者については、第 9 条・第 10 条の適用は従前の学則による。
- 12 本学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行し、昭和 60 年度入学生から適用する。ただし、第 12 条第 2 項については、昭和 59 年度入学生から適用する。
- 13 本学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行し、昭和 61 年度入学生から適用する。
- 14 本学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行し、昭和 62 年度入学生から適用する。
- 15 第 4 条に規定する学科及び学生定員のうち、家政科家政専攻の学生定員は昭和 71 年までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	昭和62年度		昭和63年度 ～昭和70年度		昭和71年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
家政科	人	人	人	人	人	人
家政専攻	200	350	150	100	100	350

- 16 本学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 22 条第 2 項については、昭和 62 年 1 月 1 日から適用する。
- 17 本学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行し、昭和 63 年度入学生から適用する。ただし、第 54 条については、昭和 62 年度入学生から適用する。
- 18 本学則は、平成元年 4 月 1 日から施行し、平成元年度入学生から適用する。ただし、第 8 条については、昭和 63 年度入学生から適用する。平成 2 年度において、秘書科の総定員は、第 4 条の規定にかかわらず次のとおりとする。
平成元年度 250 人
平成 2 年度 300 人
- 19 本学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 年度入学生から適用する。ただし、平成 2 年 3 月 31 日現在、家政科服飾美術専攻に在学する学生は、なお従前の例による。
- 20 第 4 条に規定する学科及び学生定員のうち、文科英語英文専攻の学生定員は、平成 11 年度までの間は、次のとおりとする。

年	平成2年度	平成3年度～平成10年度	平成11年度
---	-------	--------------	--------

年度学科	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
文科 英語英 文専攻	人 200	人 350	人 150	人 100	人 100	人 350

21 本学則は、平成3年4月1日から施行し、平成3年度入学生から適用する。

22 第4条に規定する学科及び学生定員のうち、家政科生活造形専攻並びに秘書科の学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度学科	平成3年度		平成4年度 ～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
家政科 生活造形 専攻	人 80	人 130	人 80	人 160	人 50	人 130
秘書科	200	350	200	400	150	350

23 本学則は、平成4年4月1日から施行し、平成4年度入学生から適用する。ただし、第4条の規定にかかわらず、平成4年度の学生定員は下記のとおりとする。

学科名	入学定員	総定員
音楽科	人	人
声楽専攻	35	80
器楽専攻	45	80

24 本学則は、平成5年4月1日から施行し、平成5年度入学生から適用する。

25 本学則は、平成6年4月1日から施行し、平成6年度入学生から適用する。

26 本学則は、平成6年4月1日から施行する。

27 本学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、学則第9条別表第1に規定する専門教育科目のうち、文科国語国文専攻、秘書科の教育課程については、この改正学則前から在学している者については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。

2 福岡女子短期大学の家政科は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、平成8年3月31日に該当学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 第4条に規定する学科及び学生定員のうち、生活学科生活教養専攻の学生定員は、平成12年までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	平成4年度 ～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員
家政科 生活教養 専攻	人 150	人 300	人 100	人 250

4 第9条に規定する教育課程のうち、文科英語英文専攻及び秘書科の専門教育科目については、この改正前から在学している者については、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 第10条に規定する履修方法のうち、秘書科の専門科目については、この改正前から在学している者については、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 6 第 31 条及び第 54 条に規定する授業料は、この改正施行前から在学していた者については、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 4 条に規定する学科及び学生定員のうち、文科英語英文専攻の学生定員は、平成 11 年度までの間は、次のとおりとする。

年 度学科	平成10年度		平成11年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員
文科 英語英文 専攻	人 140	人 340	人 90	人 230

- 4 条に規定する学科及び学生定員のうち、生活学科生活教養専攻・生活造形専攻並びに秘書科の学生定員は、平成 12 年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	平成10年度		平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
家政科	人	人	人	人	人	人
生活教養専攻	80	230	80	160	30	110
生活造形専攻	45	125	45	90	15	60
秘書科	140	340	140	280	90	230

- 第 31 条に規定する入学検定料及び授業料は、この改正施行前から在学していた者について、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 第 54 条に規定する入学検定料及び授業料並びに同条に規定する専攻科のうち、英語英文専攻及び国語国文専攻の教育充実費は、この改正前から在学していた者については、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 第 9 条に規定する教育課程及び第 10 条に規定する履修方法のうち、秘書科については、この改正施行前から在学していた者については、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 10 年 7 月 30 日）

- この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の第 4 条に定める文科英語英文専攻の平成 11 年度の入学定員及び収容定員は、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度 学科	平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文科 英語英文専攻	人 140	人 280	人 90	人 230

附 則（平成 10 年 12 月 18 日）

- この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- この学則の施行日前に入学した学生については、改正後の学則第 9 条及び第 10 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 11 年 1 月 26 日）

- この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の学則第 9 条及び第 10 条の規定は、この学則の施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月17日）

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（平成11年9月28日）

- 1 この学則は、平成11年9月28日から施行し、改正後の第30条第1項、同条第2項、第31条第2項及び第32条の規定は、平成11年4月1日から、第5条の規定は、平成11年6月21日から適用する。
- 2 第3条に定める生活学科、文科英語英文専攻及び秘書科の学生定員は、同条の規定にかかわらず、平成12年度から平成14年度までは、次のとおりとする。

年度学科	平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生活学科	人 117	人 242	人 109	人 226	人 45	人 154
文科 英語英文 専攻	135	275	130	265	90	220
秘書科	135	275	130	265	90	220

附 則（平成11年11月16日）

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月3日）

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月9日）

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（平成13年10月15日）

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月18日）

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。
- 3 音楽科声楽専攻及び器楽専攻は、改正後の福岡女子短期大学学則第3条の規定にかかわらず、平成14年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成15年2月28日）

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。
- 3 生活学科、文科英語英文専攻、文科国語国文専攻及び秘書科は、改正後の福岡女子短期大学学則第3条の規定にかかわらず、平成15年3月31日に当該学科に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成16年3月4日）

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（平成16年5月26日）

この学則は、平成16年5月26日から施行し、改正後の備考第2項の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年11月30日）

この学則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年11月29日）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 別表1（第27条関係）の改正については、この学則の施行以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（平成19年5月25日）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月15日）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正については、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日以前に入学した学生については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第3条に定める文化コミュニケーション学科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成21年度は「170名」とする。

附 則（平成21年2月13日）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第29条及び別表第1（第28条関係）の規定は、この学則の施行日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（平成21年7月24日）

- 1 この学則は、平成21年7月24日から施行する。ただし、第36条の改正規定及び別表第1（第28条関係）の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第36条及び別表第1（第28条関係）の規定は、この学則の施行日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月19日）

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日以前に入学した学生については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第3条に定める食物栄養科及び保育学科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成23年度は次のとおりとする。

年度	平成23年度
学科	収容定員
食物栄養科	170人
保育学科	170人

附 則（平成22年7月16日）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（平成23年2月25日）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表第2（第45条関係）の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（平成23年5月19日）

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この学則の施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（平成23年10月28日）

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この学則の施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月23日）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第2（第45条関係）の備考(4)の改正規定は、平成25年度入学者から適用する。

附 則（平成24年4月27日）

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第2（第45条関係）の備考(3)の規定は、平成25年度入学生から適用する。

2 この学則の施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。

3 ビジネス学科の収容定員は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成25年度は「70人」とする。

4 ビジネス学科は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成25年3月31日に当該学科に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成25年1月25日）

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この学則の施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月24日）

1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この学則の施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（平成27年5月21日）

この学則は、平成27年5月21日から施行する。

附 則（平成28年2月26日）

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この学則の施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月24日）

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この学則の施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（平成29年1月26日）

1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

2 この学則の施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月23日）

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 この学則の別表1(第28条関係)について施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（平成29年7月28日）

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 この学則の別表第1（第28条関係）について施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（平成29年9月29日）

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 この学則の別表第1（第28条関係）について施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（平成30年1月26日）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この学則の別表1（第28条関係）について施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（平成30年7月27日）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この学則の別表1（第28条関係）について施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（平成30年11月22日）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この学則の別表1（第28条関係）について施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（平成31年2月22日）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行し、平成32年4月1日から適用する。
- 2 この学則の別表2（第45条関係）について適用日前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（令和2年2月28日）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この学則の別表第1（第28条関係）について施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月19日）

- 1 この学則は、令和2年3月19日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この学則の別表2（第45条関係）について適用日前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（令和2年7月31日）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この学則の別表1（第28条関係）について施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月18日）

- 1 この学則は、令和2年12月18日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第3条は令和3年4月1日から適用し、健康栄養学科及び音楽科の令和3年度及び令和4年度の入学定員及び収容定員は、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度 学科	令和3年度		令和4年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
健康栄養学科	50人	120人	50人	100人
音楽科	50	130	50	100

附 則（令和3年2月26日）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この学則の別表第1（第28条関係）について施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（令和3年5月21日）

この学則は令和3年5月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年1月28日）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この学則の別表第1（第28条関係）について施行日前に入学した学生については、

なお従前の例による。